



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年7月4日 No.107

「賃金制度等の改正について」(旅費制度の改正)団体交渉開催 旅費制度の考え方が明らかになる！

中央本部は7月4日、申第28号「賃金制度等の改正について」(旅費制度の改正)に関する申し入れの団体交渉を開催し、以下の項目(要旨)について明らかにしてきました。

●従来の連絡旅費の支給根拠

◇業務連絡旅費の従来支給していた要素(出張・研修などの場合)

- ①食事にまつわる経費 ②小口通信費 ③用務地内の交通費

以上の要素から、研修・出張について、昼食(弁当)支給した場合は、1/2の日当とした

◇常例用務旅費の支給していた要素(設備社員の巡回などの場合)

- ①小口通信費 ②用務地内の交通費

●従来の職務旅費(乗務旅行や助勤旅行などの場合)の支給根拠

- ①小口通信費 ②用務地内の交通費

以上の考え方から、日当、宿泊諸雑費で定額支給してきた旅費を廃止し、今後は実費支給とする。

■一定の金額を定め、支給していた根拠は？

→国鉄時代から踏襲してきたが、通信網の発達と交通の発達と外食産業の変化に伴い見直す

■なぜ、今の時期に見直したのか？

→j o i - t a bの社員個々への支給など、定着してきたため

■業務遂行上必要な経費とは？

→他の交通機関を利用した際の交通費、通信費を考えている

→熱中症対策のためのドリンク等は、系統、職種問わず会社(現場)で準備し支給する考え方に変わりはない

■一時金を一括支給する根拠は？→一部の社員の手元に残っていた実態もあったため

■どのように把握をしたのか？→直接聞き取りなどをして把握をしたわけではない

■一時金の支給基礎額の算出方法は？

→業務連絡旅費、常例用務旅費、職務旅費、各々の1ヵ月平均を算出する

■今後も定額支給を行う旅費の根拠は？→事務作業の負担の軽減

■改正後の定額支給をおこなう旅費及びその根拠は？

①宿泊料(国内)1泊13,000円→1泊2食の食事代も含んでもよい

②移転料40,000円→インフラ整備、近所へのあいさつ回り、役所への手続き

③扶養親族移転料1人あたり10,000円→インフラ整備など

・扶養親族とは税法上の扶養ではなく、生計を共にしている者

(届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)

④渡航費1日あたり9,000円→外貨交換手数料、支度料、チップなど

■転勤に伴う赴任旅費の宿泊料は、移転先で居住できるまで宿泊施設を利用した場合、その宿泊数分支給する(13,000円×宿泊数)